

第1回
美濃加茂市観光協会

デジタルフォトコンテスト



テーマ

- ◆「美濃加茂のココが好き！」部門
美濃加茂市のあなたがお気に入りのものの一瞬を収めて、ぜひお送りください。
- ◆「こんな美濃加茂は知ってる？」部門
誰かに紹介したい美濃加茂の“穴場”の一瞬を収めて、ぜひお送りください。

応募先 および お問い合わせ先

美濃加茂市観光協会 事務局
(美濃加茂市役所 産業振興課内)
TEL: 0574-25-2111 (内251)
e-mail: on sai@mail2.city.minokamo.gifu.jp

賞

- 各テーマごとに、次のとおり各賞を選出します。
- ◆ 美濃加茂市長賞【1点】
飛騨牛ギフトセット(1万円相当) + 商品券(1万円)
 - ◆ 美濃加茂市観光協会長賞【1点】
シティホテル美濃加茂ペアディナー券(1万円相当)
+ 商品券(1万円)
 - ◆ 審査員賞【3点】
美濃加茂市の特産品詰合せ(3千円相当)

発表

平成30年3月中旬ごろに美濃加茂市観光協会のホームページ内にて発表します。

※応募に際しては、美濃加茂市観光協会のホームページに掲載されている「応募要項」を必ずご一読ください。

詳細はWebをチェック！

美濃加茂市観光協会

検索

主催：美濃加茂市観光協会
後援：美濃加茂市

応募
期間

平成29年

10月10日(火)

平成30年

3月2日(金)

第1回 美濃加茂市観光協会 デジタルフォトコンテスト 応募要項

応募方法&応募先

- ◆ テーマは2部門から選択し、ご応募ください。※2部門両方応募可能です。
テーマ①「美濃加茂のココが好き！」部門
テーマ②「こんな美濃加茂は知ってる？」部門
2部門ともに、市内でテーマに沿って撮影された写真を募集します。
自然、建造物、イベント、人などジャンルは問いません。
- ◆ **原則として、応募は事務局へのメールのみで受け付けます。**美濃加茂市観光協会のホームページから応募票をダウンロードし、応募作品1枚につき1枚添付しお送りください。
ただし、写真データの容量の関係上、メールでのやり取りが困難な場合は、応募作品と応募票を、CD-R等へ書き込んだ状態で応募先まで郵送または持参ください。
※ **なお、データ容量が5MBを超えるメールは受信できませんので、ご了承ください。**
- ◆ 作品は、デジタルカメラ（スマートフォン等含む）で撮影した画像データ（jpeg形式で2MB以上5MB以内）に限ります。
- ◆ 応募先：美濃加茂市観光協会事務局（美濃加茂市産業振興課内）
〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1
TEL：0574-25-2111（内251）
e-mail：onsai@mail2.city.minokamo.gifu.jp
- ◆ **メールで応募いただいた場合、事務局にて受付確認後、「受付完了メール」を返信します。**
1週間程度経っても返信が無い場合は、お手数ですが事務局までお問い合わせください。

応募上の注意

- ◆ プロ・アマチュア問わず、どなたでも応募できます。（日本国内在住の方のみ。）
- ◆ 平成28年以降に撮影された未発表作品に限ります。
（ブログ等に掲載したのもも発表とみなします。）
- ◆ 1部門につき、1人3作品まで応募可能です。（ただし、原則として入賞は1人1点まで。）
- ◆ 偽名応募、二重応募、類似応募はできません。
- ◆ 規定外のサイズ、極端な補正、合成等を行った加工作品は無効とします。
- ◆ 特定の主義主張（宗教・政治）をするものや、営業活動に通じるもの、第三者への誹謗、中傷、批判にあたるもの、撮影禁止場所で撮影されたものは審査対象外とします。
- ◆ 撮影場所は美濃加茂市内に限ります。ただし、近隣自治体から美濃加茂市を撮影することは可とします。例）可児市側から木曾川を挟んで美濃加茂市を撮影することは可。
- ◆ 撮影や応募に係る費用はすべて応募者の負担となります。

審査&発表

- ◆ 美濃加茂市長、美濃加茂市観光協会の役員数名と有識者を交えて決定します。
※ 審査結果の詳細は非公表とします。
- ◆ 平成30年3月中旬ごろに美濃加茂市観光協会のホームページ内にて発表します。
※ 応募作品については、美濃加茂市カレンダー製作等の当協会事業等に使用させていただく場合があります。

著作権について

- ◆ 作品の著作権は、応募の時点ですべての権利が撮影者に帰属するものに限りします。
- ◆ 作品の使用権は、主催者に帰属します。
- ◆ 作品の肖像権は、応募する時点において、応募者本人が権利者から事前に許可を得る必要があります。
- ◆ 主催者は、人物等被写体に対する肖像権の侵害等一切の責任を負いません。
- ◆ 応募作品に関して、他人の著作権、肖像権を侵害するような行為があった場合、それに関するトラブルについては、主催者は一切の責任を負いません。